



厚生省発保第171号
平成12年12月6日

中央社会保険医療協議会
会長 工藤 敦夫 殿

厚生大臣
坂 口 力

諮問書

老人保健法（昭和57年法律第80号）第30条第1項の規定に基づき、老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年1月厚生省告示第14号）を別紙1のとおり改正することについて、また、健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ14第1項及び老人保健法第30条第1項の規定に基づき、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年3月厚生省告示第72号）を別紙2及び別紙3のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。